

◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第682号（R4.11.4）◆◆◆

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

=目次=

1. 重大事故等情報=4件（10月28日～11月3日分）

- (1) 乗合バスの車内事故
- (2) 貸切バスの火災事故
- (3) 法人タクシーの衝突事故
- (4) 大型トラックの酒気帯び衝突事故

2. トピック

- (1) 観光バスの安全確保の徹底について
- (2) 観光バスのブレーキに関する取扱いの徹底について
- (3) 第7回「軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議」を開催しました
- (4) 大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開しました！
- (5) 貸切バスの覆面添乗調査を実施します
- (6) 大型車のホイール・ナットの緊急点検を行います！
- (7) 高速乗合バスの安全確保の徹底について
- (8) 自動車事故対策費補助金の申請受付を開始
- (9) バス事業者における乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について



1. 重大事故等情報=4件（10月28日～11月3日分）

(1) 乗合バスの車内事故

11月2日（水）午前11時15分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客29名を乗せ運行中、前方を走行していた自転車を追い越した後に加速した際、その揺動により席に座ろうと移動しようとしていた乗客が転倒した。
この事故により、当該乗客が重傷を負った。

(2) 貸切バスの火災事故

ため、貴会傘下会員に対し安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう下記事項について周知徹底を図られたい。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。
 - (1) 確実に点呼を実施すること
 - (2) 乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
 - (3) 適切な運行計画を作成し、確実に指示すること
 - (4) 適切な運転操作等運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること
2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令順守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

(2) 観光バスのブレーキに関する取扱いの徹底について

(配信日：R4.10.14)

10月13日（木）午前11時50分頃、静岡県小山町の県道において発生した観光バスの事故においては、国自安第94号（上記(1)「観光バスの安全確保の徹底について」を示す）により、安全確保の徹底について指示したところ。事故原因については現在調査中であるが、ブレーキが効いていなかったとの情報もあることから、改めて下記事項について周知徹底を図られたい。

記

1. 整備管理業務を再確認し、特に、ブレーキは安全上極めて重要な装置であり、その点検整備を徹底すること。
2. 長い下り坂で、フットブレーキを頻繁に使い過ぎると、急にブレーキが効かなくなることがあるため、低速のギアを用いて、エンジブレーキを活用するよう運転者に指導すること。
3. ブレーキ関係のみならず、リコールの対象となっている車両については、早期に改修すること。

(3) 第7回「軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議」を開催しました

(配信日：R4.10.14)

平成28年1月15日に長野県北佐久郡軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において徹底的な再発防止策について検討を行い、同年6月に85項目の「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめるとともに、総合的な対策の進捗を確認するためのフォローアップ会議を毎年開催しております。

本年度の会議では、貸切バスの安全性向上を確認するために設定した「安全性向上目標」及び「フォローアップ指標」の進捗状況を確認するとともに、「総合的な対策」の実施状況等を確認しました。

○主な議題

- ・「安全性向上目標」及び「フォローアップ指標」の進捗状況
- ・「総合的な対策」の実施状況 等

※会議資料については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000016.html

(4) 大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開しました！

(配信日：R4.10.14)

車輪脱落事故を起こした大型車では、著しいさびや汚れ等により劣化した部品が使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ボルトやナットの清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていない状況が確認されたことを踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業や保守管理作業の手順を確認できるよう解説動画を作成し、国土交通省YouTubeチャンネルに公開しました。

この機会に是非とも解説動画をご覧いただき、適切なタイヤ脱着作業や保守管理作業の実施をお願いします。

【国土交通省YouTubeチャンネル】

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRI12zJVaaYbwEEKAm5YVi

(5) 貸切バスの覆面添乗調査を実施します

(配信日：R4.10.7)

国土交通省では、運行中の貸切バスに調査員を利用者として乗車させ、法令遵守状況を調査しています。

今年度は、令和4年10月から令和5年2月にかけて実施します。

1. 今年度の調査予定

- ①調査対象者：貸切バス事業者 ※無通告により実施
- ②調査実施者：国土交通省が委託した者
- ③調査項目：区域外運送の有無、休憩時間の確保、シートベルトの装着の案内や装着の状況、交替運転者の配置状況、など

2. 昨年度までの調査結果

本調査は、平成29年度より実施しており、重大な法令違反の疑いが確認された事業者には監査を実施、その結果、法令違反が確認された2事業者に対し行政処分を行っています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000520.html

(6) 大型車のホイール・ナットの緊急点検を行います！

(配信日：R4.10.7)

「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」により事故車両の調査を行ったところ、タイヤ脱着作業時に各部品のさびや汚れの点検、清掃や潤滑剤の塗布が行われていない事案が確認されました。このような状況を踏まえ、令和4年10月1日より大型車のユーザー等のタイヤ脱着作業者に適切なタイヤ脱着作業の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を開始しました。

今年度の取組として、大型車のユーザーに適切なタイヤ脱着作業の実施を働きかけるダイレクトメールを郵送するとともに、車齢4年以上の大型車に対してはホイール・ナットの適切な保守管理について、緊急点検を行います。

なお、緊急点検の結果、劣化したホイール・ナットの交換が必要な場合は、大型自動車メーカー（4社）より左後輪分の新品ホイール・ナットが無償提供されます。

【対象車両】2018年9月30日以前に登録された大型車

大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン

【実施期間】令和4年10月1日～令和5年2月28日

【重点項目】

- 大型車のホイール・ナットの緊急点検の実施
- 啓発チラシや動画を活用し、大型車ユーザーやタイヤ専門店、自動車整備事業者等の関係者に向けて、適切なタイヤ脱着作業の実施を啓発
- 各地方運輸局が行う街頭検査における、大型車のホイール・ナットの緩みの点検
- 事業用自動車運送事業者において「ホイール・ナットの緩みの総点検」を実施

冬用タイヤ交換シーズンに向けて、適切なタイヤ脱着作業や増し締めを徹底をお願いいたします。

(7) 高速乗合バスの安全確保の徹底について

(配信日：R4. 8. 26)

8月22日（月）午前10時頃、愛知県名古屋市北区の名古屋高速道路において、高速乗合バスが乗客を乗せ運行中、横転・炎上し、2名が死亡、7名が負傷するという誠に痛ましい事故が発生した（同日午後4時現在）。

輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、事故を起こさず、国民の生命、身体及び財産をしっかりと守ることこそが、運送事業の社会的信頼を維持するために最も必要なことである。

このため、高速乗合バスの安全確保の徹底を図り、利用者の信頼回復に万全を期すため、貴会傘下会員に対し安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう下記事項について周知徹底を図られたい。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - (1) 確実に点呼を実施すること
 - (2) 乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
 - (3) 適切な運行計画を作成し、確実に指示すること
 2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
 3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令順守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。
-

(8) 自動車事故対策費補助金の申請受付を開始

～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

(配信日：R4.7.22)

国土交通省では自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ASV）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して自動車事故対策費補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、今般、補助金申請受付を以下のとおり開始いたしました。

1. 実施する補助事業

- (1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援
- (2) 運行管理の高度化に対する支援
- (3) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援
- (4) 社内安全教育の実施に対する支援

2. 補助事業の内容

申請方法等制度の内容につきましては、以下、国土交通省ホームページに掲載しております。

先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_04.html

運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

○申請受付場所：最寄りの各地方運輸局、運輸支局等

○申請受付期間：上記URLをご確認ください。

4. 留意点

申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意ください。

(9) バス事業者における乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について

(配信日：R4.5.6)

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

